建築物の用途区分記号表

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
一戸建ての住宅	08010
長屋	08020
共同住宅	08030
寄宿舎	08040
下宿	08050
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
幼稚園	08070
小学校	08080
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
養護学校、盲学校又は聾学校	08100
大学又は高等専門学校	0 8 1 1 0
専修学校	0 8 1 2 0
各種学校	0 8 1 3 0
図書館その他これに類するもの	0 8 1 4 0
博物館その他これに類するもの	0 8 1 5 0
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	08170
保育所その他これに類するもの	0 8 1 8 0
助産所	08190
児童福祉施設等(前3項に掲げるものを除く。)	08210
隣保館	08220
公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230
診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240
診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	08250
病院	08260
巡査派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便局	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する	08320
施設	00320
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
工場(自動車修理工場を除く。)	08340
自動車修理工場	08350
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッテ	08370
イング練習場	
体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
ホテル又は旅館	08400
自動車教習所	0 8 4 1 0
畜舎	08420
쁘 口	00720

堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	0 8 4 3 0
日用品の販売を主たる目的とする店舗	0 8 4 3 8
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの及	08440
び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)	0 6 4 4 0
飲食店(次項に掲げるものを除く。)	08450
食堂又は喫茶店	0 8 4 5 2
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他こ	
れらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、	
家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床	
面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっ	
ては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家	08456
販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これ	0 8 4 3 0
らに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの	ļ
(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワッ	
ト以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに	
類する施設	
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに	08458
類するサービス業を営む店舗	00430
物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	08460
事務所	08470
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
自動車車庫	08490
自転車駐車場	08500
倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520
劇場、映画館又は演芸場	0 8 5 3 0
観覧場	0 8 5 4 0
公会堂又は集会場	08550
展示場	08560
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
ダンスホール	08590
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ	
劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心を	08600
そそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他のこれらに類する	00000
もの	
卸売市場	08610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
その他	08990
/ 74 M H	淮江佐行田則則低入

(建築基準法施行規則別紙)

工作物の区分記号表

建築基準法第88条第1項における工作物の区分(建築基準法施行規則)	記号
煙突(支わく及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの	06310
煙突を除く。)	
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお	
並びに架空電線路用並びに電気事業者及び卸供給事業者の保安通信設備用	06320
のものを除く。)	
広告塔、広告板、装飾搭、記念搭その他これらに類するもの	06330
高架水槽、サイロ、物見搭その他これらに類するもの	06340
擁壁	06350
ウォーターシュート、コースターその他これに類する高架の遊戯施設	06360
メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行搭その他これらに類する 回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	06370

建築基準法第88条第2項における工作物の区分(建築基準法施行規則)	記号
鉱物、岩石その他の粉砕で原動機を使用するもの、レディミクストコンク リートの製造等で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用す るもの及びアスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はそ の残りかすを原料とする製造を行うもの	06410
自動車車庫の用途に供するもの	06420
サイロその他これに類する工作物のうち飼料、肥料、セメントその他これ らに類するものを貯蔵するもの	0 6 4 3 0
昇降機、ウォーターシュート、飛行搭その他これに類するもの	06440
汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	06450
その他	06460